

竹富町告示第82号

西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源を指定する件

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第8条第1項の規定に基づき、西表島エコツーリズム推進全体構想に従い、次のとおり特定自然観光資源を指定し、同法同条第3項の規定に基づき公示する。

令和6年8月29日

竹富町長 前泊 正人

一 特定自然観光資源の名称及び区域

次の表に掲げる区域のうち、竹富町に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名称	位置
一	ヒナイ川・西田川	沖縄県八重山郡竹富町字上原地内
二	古見岳	沖縄県八重山郡竹富町字高那及び字古見地内
三	浦内川源流域	沖縄県八重山郡竹富町字上原、字古見、字南風見及び字南風見仲地内
四	テドウ山	沖縄県八重山郡竹富町字上原地内

二 その保護のために講ずる措置の内容

エコツーリズム推進法第10条第1項の規定による立入りの制限を行う。

附 則

- この告示は、令和7年3月1日から施行する。
- エコツーリズム推進法第10条第1項の規定による立入りの制限がされたときは、同条同行の規定に基づく承認及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この告示の施行前においても行うことができる。